

規制の事前評価書

1. 政策の名称

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 21 年 3 月 5 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

金融商品取引所においては有価証券及び証券・金融先物等が取り扱われ、商品取引所においては商品先物等が取り扱われており、同一の取引所又は取引所グループにおいて、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでの総合的で幅広い品揃えを行うことはできない。

② 問題点

海外取引所においては、取引所の連携等により、取引所グループとして、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまで、幅広い商品を提供している状況にある。国際的な市場間競争が進展する中で、我が国取引所の国際的な魅力を高めるためには、多様な種類の商品が取引所で取り扱われることが必要との指摘等がある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

我が国取引所の経営基盤を強化し、国際競争力の強化を図るとともに、利用者の利便性を向上させるためには、我が国の取引所についても、取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とする制度整備を行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 87 条の 2、第 87 条の 3、第 103 条の 2、第 106 条の 6、第 106 条の 7、第 106 条の 14、第 106 条の 20、第 106 条の 21、第 106 条の

24、第106条の28、第109条、第122条、第123条、第124条、第152条、第156条の19

(3) 規制の新設又は改廃の内容

- ① 株式会社金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けた上で、商品市場開設等業務（商品先物取引をするために必要な市場を開設する業務その他これに附帯する業務）を行うことができることを明確化する。
- ② 金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社は、内閣総理大臣の認可を受けた上で、商品取引所等を子会社とすることができることを明確化する。
- ③ 商品取引所又は商品取引所持株会社は、株式会社金融商品取引所等を子会社とすることができることとする。
- ④ 株式会社金融商品取引所等を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株会社に対する報告聴取、立入検査等の検査・監督に係る規定を設けることとする。
- ⑤ 金融商品取引所の子会社等である商品取引所又は商品取引所持株会社が上場する場合は、内閣総理大臣の承認を要することとする。
- ⑥ 商品市場開設金融商品取引所は、内閣総理大臣の承認を受けた上で、商品債務引受業等及びこれに附帯する業務を行うことができることとする。

5. 想定される代替案

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る参入形態について、資本提携等を通じたグループ化（親子会社形態や持株会社を通じた兄弟会社形態によるもの）を可能とするが、同一取引所による金融商品市場と商品市場の両市場の開設は認めないこととする。（金融商品取引所による商品市場の開設及び商品取引所による金融商品市場の開設は行えない。）

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

同一取引所による相互乗入れの場合、商品市場の開設を行おうとする金融商品取引所において、内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。

グループ化による相互乗入れの場合、商品取引所を子会社としようと

する金融商品取引所等において、内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。

② 代替案

同一取引所による相互乗入れは行えないことから、商品市場の開設を行おうとする金融商品取引所は、別会社を設立等する必要がある。この場合、別会社の設立等に伴う費用が発生するとともに、商品取引所を子会社としようとする金融商品取引所等において、内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

同一取引所による相互乗入れの場合、金融商品取引所が商品市場の開設を行うことにより、取引所金融商品市場の健全かつ適正な運営に支障が生じるおそれがないかについて検査・監督する費用が発生すると考えられる。

また、グループ化による相互乗入れの場合、子会社等である商品取引所の経営状況によって、金融商品取引所の健全かつ適切な運営に支障が生じるおそれがないかについて検査・監督するための費用が発生すると考えられる。

② 代替案

相互乗入れはグループ化による形態により行うこととなり、この場合には、本案と同様の費用が発生すると考えられる。

(3) その他の社会的費用

① 本案

取引所グループ等による商品市場の開設について、認可制の下で事前チェックを行うとともに、取引所金融商品市場の健全かつ適切な運営に支障が生じないか厳格に検査・監督していくことで、特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。

② 代替案

本案と同様の費用が発生すると考えられる。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

(1) 本案

同一取引所又は取引所グループのいずれの形態による相互乗入れも可能

であるため、取引所は、効率的・効果的な参入形態を柔軟に選択することが可能になると考えられる。これは、我が国取引所の競争力強化につながるとともに、利用者利便の向上にも資することとなる。

(2) 代替案

相互乗入れの参入形態に制約があるため、相互乗入れを可能とすることによる効果は限定的なものとなると考えられる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

取引所の相互乗入れによって、取引所金融商品市場の健全かつ適切な運営に支障が生じていないかについて、検査・監督するための費用が発生することとなる。

しかしながら、取引所の相互乗入れが可能となることは、我が国取引所の競争力強化につながるとともに、投資者にとっても多様な品揃えが実現することによって、幅広い分散投資やリスクヘッジを効率的に行うことができるなど、その利便性向上が期待できる。よって、これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

したがって、本案の改正は適当と考える。

(2) 代替案との比較

代替案は、相互乗入れを行う場合には、必ず別会社を設立等する必要があり、このためのコストが増加するとともに、取引所は、相互乗入れの形態をグループ化に限定されることで、効率的・効果的な参入形態を柔軟に選択することに制約が課されることとなる。このため、本案と比較して、新たに遵守費用が発生するとともに利用者利便が減殺されるおそれがあると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会金融分科会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」（20年12月17日公表）において、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れについては、「同一の取引所において金融商品市場と商品市場の両市場を開設することを可能とすることに加え、親子会社の形態や、持株会社を通じた兄弟会社の形態によるものを可能とすることが適当である。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。